

むらやま・学校

～GO-TO TOGO～

第4号



編集・発行
村山市教育委員会
学校統合推進室

統合 タイムズ

【コミュニティ・スクールの導入にあたって】

子どもたちが、豊かな体験をしたり、地域内の多くの人と関わったりしながら育つことは、子どもたちにとっても、そして地域にとっても、とても有意義なことです。

学校と保護者・地域住民が一体となり、さまざまな意見や力を出し合い、よりよい学校づくりを目指す仕組みである「コミュニティ・スクール」が今、全国の学校で導入されています。村山市でも、この導入に向け、いよいよ動き出しました。

学校のさまざまな課題解決のみならず、地域の活性化をもめざす、そんな取り組みです。

TOP INFORMATION (Topics)

地域とともに にある学校

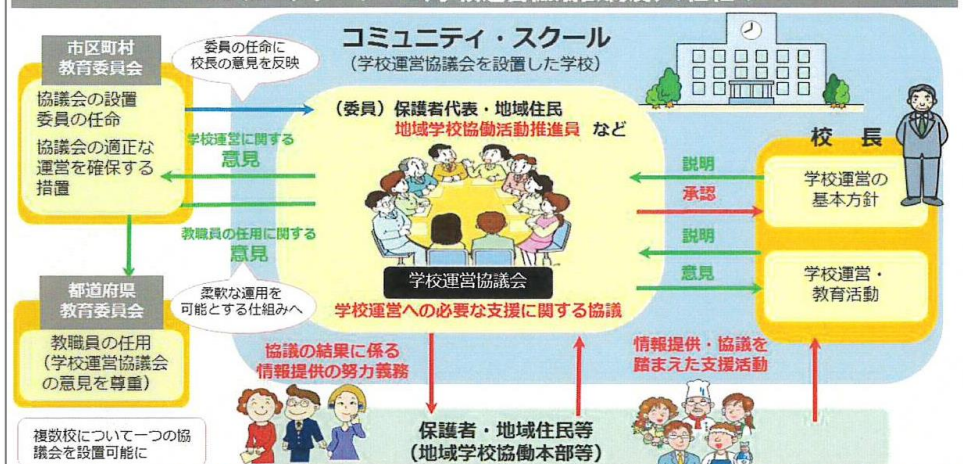
来年度から【コミュニティ・スクール】を導入 ～市内各校で「学校運営協議会」を設置～

《国が進める“地域とともにある学校”》

コミュニティ・スクール（以下CS）は、地域と協働しながら学校運営に取り組む仕組みで、国では、これからの学校の在り方としてこの制度の導入を全国の学校で進めています。

●CSは【学校運営協議会】を設置した学校
学校がコミュニティ（＝地域）とともに手を携え学校運営をしていくもので、その中核となるのが「学校運営協議会」です。今後、令和8年度の設置に向け、動き出します。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



詳しくは（↑）
文部科学省の
当該サイトを
ご覧ください。

（文部科学省）
コミュニティ・
スクール関係
資料より（←）

統成人語

「情報」や「社会」という言葉、聞かない日はない。これは明治期に外国語を元に編み出されたいわゆる『明治翻訳語』である。この二つは、「名訳」の部類に入るだろう▼「情報」は当初、諜報や状態と訳されたりもした一方「社会」は、福沢諭吉がソサエティーと表記し「仲間連中」などと訳したりもしたが世に馴染まず、時を経て「社会」という語に落ち着いてきた。翻訳は正確さとかかりやすさが大切▼今、国では、全国の学校を「コミュニティ・スクール（CS）」にしようとしている。制度導入から約20年になるが、国全体で約6割まで普及してきた。村山市でも学校統合を見据え、来年度からこの制度を導入することとした▼コミュニティとスクール。それぞれ外来語のまま日本語化した代表格と言えるが、二語が合体した「コミュニティ・スクール」には適切な「翻訳語」が欲しい。今は「地域とともにある学校」と表現されているが、内容が理解され、定着するには一定時間が必要であろう▼日本語は、漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字と四種類の文字体系を使う世界的に見ても稀な言語とされる。CSが、地域に理解され、定着する日が早く来るのを切に願う。

「情報」や「社会」という言葉、聞かない日はない。これは明治期に外国語を元に編み出されたいわゆる『明治翻訳語』である。この二つは、「名訳」の部類に入るだろう▼「情報」は当初、諜報や状態と訳されたりもした一方「社会」は、福沢諭吉がソサエティーと表記し「仲間連中」などと訳したりもしたが世に馴染まず、時を経て「社会」という語に落ち着いてきた。翻訳は正確さとかかりやすさが大切▼今、国では、全国の学校を「コミュニティ・スクール（CS）」にしようとしている。制度導入から約20年になるが、国全体で約6割まで普及してきた。村山市でも学校統合を見据え、来年度からこの制度を導入することとした▼コミュニティとスクール。それぞれ外来語のまま日本語化した代表格と言えるが、二語が合体した「コミュニティ・スクール」には適切な「翻訳語」が欲しい。今は「地域とともにある学校」と表現されているが、内容が理解され、定着するには一定時間が必要であろう▼日本語は、漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字と四種類の文字体系を使う世界的に見ても稀な言語とされる。CSが、地域に理解され、定着する日が早く来るのを切に願う。

【コミュニティ・スクール】 基礎知識 ～CSのいろは～

◆「コミュニティ・スクール」とは◆(=学校運営協議会制度)

⇒①地域と協働しながら学校運営に取り組む仕組み

⇒②(より具体的には…)

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって協議をする
「学校運営協議会」※2 を設置した学校のこと

※2

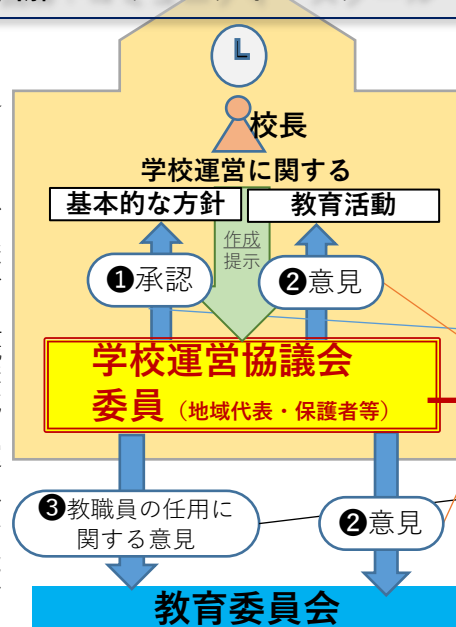
【キーワード】

学校運営協議会 とは？

(略称はCS：
コミュニティ・
スクールは、英語
で、Community
Schoolと記すること
から、CSと略され
ます。)

★CSは、柔軟な組織構成や運用が可能です。

図解：コミュニティ・スクール



【ひとこと説明】コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の方などと知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、いっしょに協働しながら児童生徒の成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと

○教育委員会から任命された委員が、学校運営や運営に必要な支援に関し協議します。

◎[学校運営協議会の3つの機能]-----

- (1) 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する...①
- (2) 教育委員会または校長に対して、学校の運営に関する事項について、意見を述べる...②
- (3) 任命権者（教育委員会）に対して、学校の職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について意見を述べる...③

導入の背景

◆少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化や複雑化・多様化が進行する現代社会ですが、学校だけでは、この変化に対応しきれない、地域と学校が一体となって地域全体で子どもを育てることが必要ということが導入の背景にあります。

そのねらい

■学校と地域とがいっしょになり、子どもの教育に取り組むことにより「地域とともにある学校」への転換と「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることをCSの大きなねらいとしています。CS導入で地域の力を活かし、地域と一体となった魅力ある学校づくりが可能になります。

CSのメリット

- 1) 教職員の人事異動があっても、学校と地域との組織的な連携・協働体制が持続します。
- 2) 学校運営の「承認」を通して、関係者が課題に対して当事者意識をもち、連携・協働による取り組みができます。
- 3) 児童生徒が抱える課題、地域でどのような児童生徒を育てていくのか等、目標・ビジョンを共有できます。

CSへの道すじ

- 令和8年度内に「学校運営協議会」を各校で設置。
- ◎統合時までには組織・運用等、制度の充実をめざします。

学校評議員との違い

学校評議員	項目	学校運営協議会
開かれた学校づくり	目的	地域（保護者・住民等）の学校運営への参画による、 <u>よりよい教育の実現</u>
あくまで個人	合議体か	合議体である
校長推薦で、設置者が委嘱	任命か委嘱か	校長推薦で、設置者（市教委）が任命
学校教育法施行規則第49条	根拠法	地方教育行政の組織・運営法第47条の5